

# ふくい在宅育児応援手当支給事業実施要綱

(令和2年4月1日 子第496号)

## (事業の目的)

第1条 子どもが2人以上で、特に子育ての負担が大きい低年齢児(0～2歳児)を家庭で子育てする在宅育児世帯に対し、経済的支援を実施することにより、子どもが小さいうちは親子のふれあいの時間を多くもつことを応援する。

## (実施主体)

第2条 本事業の実施主体は、市町とする。

## (補助金の交付)

第3条 県は、本事業を実施する市町に対し、福井県補助金等交付規則(昭和46年福井県規則第20号。以下「規則」という。)、健康福祉部子ども家庭課所管補助金交付要綱に定めるもののほか、この要綱に定めるところにより補助金を交付する。

## (定義)

第4条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1)「在宅育児世帯」とは、第2子以降で保育所等を利用せず、生後8週間を超え、満3歳未満の児童について在宅で育児を行っている世帯(住居もしくは生計を共にする者の集まりまたはこれらと同等のものとして市町が認めたものをいう。)をいう。
- (2)「保育所等」とは、すくすく保育支援事業(県と市町が実施する第3子および第2子の一部を対象とした保育料等無償化)の対象施設をいう。
- (3)「第2子以降」とは、同一世帯にいる児童の2人目以降の子どもをいう。
- (4)「手当支給事業」とは、在宅育児世帯(生活保護世帯を除く。)に対して現金の給付をする事業をいう。

## (補助対象者、補助対象経費、補助上限額および補助率)

第5条 補助対象者、補助対象経費、補助上限額および補助率は別表のとおりとする。

## (補助金の交付申請)

第6条 規則第4条の規定による補助金交付申請書の様式は別紙様式第1号のとおりとし、その提出期限は、毎年度知事が別に定める日とする。

## (状況報告および検査)

第7条 規則第10条の規定による状況報告書の様式およびその提出期限は、毎年度知事が別に定めるものとする。

- 2 知事は、必要があると認めるときは、実施主体から報告を求め、もしくは、事業の施行に関し実施主体に対し必要な指示をし、または、関係職員に帳簿その他の関係書類を検査させることができる。

(実績報告)

第8条 規則第12条の規定による実績報告の様式は、別紙様式第2号のとおりとし、その提出期限は事業完了後30日以内または翌年度4月10日のいずれか早い日とする。

(補助金の請求および交付)

第9条 規則第15条の規定による交付請求書の様式は、別紙様式第3号のとおりとする。

- 2 前項の規定により請求のあった補助金は、毎年4月30日までに精算交付するものとする。

附則 (施行期日)

この要綱は、令和2年9月1日から施行する。

別表（第5条関係）

1 補助対象者	2 補助対象経費	3 補助上限額	4 補助率
<p>1. 対象となる児童</p> <p>(1) 県内市町に住民登録を有していること</p> <p>(2) 属する世帯における第2子以降で、生後8週間（出産日の翌日から起算）を超え、満3歳に満たないこと</p> <p>2. 支給を受けることができる者 次の要件を全て満たすこと。(※1)</p> <p>(1) ○○市町内に住民登録を有する児童手当等の受給者であること (施設等受給資格者は除く。)(※2)</p> <p>(2) 職場復帰を前提として育児休業給付金を受給していないこと</p> <p>(3) 世帯年収が360万円未満であること（子ども・子育て支援法施行令第14条に準じ、市町村民税所得割合算額が57,700円未満（子ども・子育て支援法施行令第4条第2項第6号の特定教育・保育給付認定保護者に相当する世帯にあつては、77,101円未満）の世帯</p> <p>(4) 生活保護法による保護を受けていないこと</p> <p>(5) 対象児童を保育所等(※3)に入所させていないこと</p> <p>(6) 暴力団関係者や公序良俗に反する者でないこと</p> <p>(※1) 配偶者についても(2)及び(6)の要件を満たす必要がある。</p> <p>(※2) 児童手当等の受給者が児童と同居していない場合は、同居している養育者が対象となる。</p> <p>(※3) すくすく保育支援事業（県と市町が実施する第3子および第2子の一部を対象とした保育料等無償化）の対象施設</p>	<p>対象者に対して、市町が手当として支給した金額 上限額 月1万円</p>	<p>次の算式により算出した額とする。</p> <p>(算式)</p> <p>1万円×算定児童への支給対象延べ月数</p> <p>(※)「算定児童」とは、第2子以降で保育所等を利用していない生後8週間を超え、満3歳未満の児童であつて、育児休業給付金（公務員にあつては、育児休業手当金。以下同じ。）の支給を受けていない在宅育児世帯（生活保護世帯を除く。）の児童をいう。</p> <p>(※) 当月初日時点で要件を満たす場合について当月分を支給することとし、支給対象延べ月数は、支給対象となる月の延べ月数とする。</p>	<p>1 / 2</p>